

## 特別養護老人ホーム ビハラ赤坂 ご利用料金表

介護保険部分	ユニット型介護福祉施設サービス費 I				
介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたりの基本報酬部分の額(円)	670	740	815	886	955
① 31日あたりの基本報酬部分の合計(円)	20,770	22,940	25,265	27,466	29,605
② 各種加算※1部分の合計(31日あたり/円)	6,605	6,909	7,234	7,542	7,842
③ 上記合計額 ①+②	27,375	29,849	32,499	35,008	37,447

※1 各種加算の単価等は右記「加算部分」の項目をご参照ください。

食費・居住費 および 利用料の合計額		食費			居住費	
対象補て足は給ないの方	1日あたり(円)	1,445			2,006	
	31日あたり(円)	44,795			62,186	
	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	介護保険部分③との合計額(31日あたり/円)	134,356	136,830	139,480	141,989	144,428
	介護保険負担割合 <b>2割の場合※2</b>	161,731	166,678	171,979	176,998	181,874
	介護保険負担割合 <b>3割の場合※2</b>	189,105	196,527	204,478	212,006	219,321

第3段階	1日あたり(円)	650			1,310	
	31日あたり(円)	20,150			40,610	
	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	介護保険部分③との合計額(31日あたり/円)	88,135	90,609	93,259	95,768	98,207
	1日あたり(円)	1,360			1,310	
	31日あたり(円)	42,160			40,610	
第2段階	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	介護保険部分③との合計額(31日あたり/円)	110,145	112,619	115,269	117,778	120,217
	1日あたり(円)	390			820	
	31日あたり(円)	12,090			25,420	

第1段階	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	介護保険部分③との合計額(31日あたり/円)	62,095	64,569	67,219	69,728	72,167
	1日あたり(円)	300			820	
	31日あたり(円)	9,300			25,420	

※2 自己負担の割合については、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合をご確認ください。2割、3割の負担割合の方については合計額のみ掲載しておりますので、詳細については、別紙の各料金表をご確認ください。

加算部分	加算の額(円)	加算算定要件の概要
日常生活継続支援加算II (1日あたり)	46	重度の要介護状態等の方を積極的に受け入れ、介護福祉士を手厚く配置する等の各種基準を満たし、サービスの質を高め、入居者が個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援する体制を確保していること
看護体制加算Iイ (1日あたり)	6	常勤の看護師を1名以上配置していること
看護体制加算IIイ (1日あたり)	13	看護体制加算Iの要件に加え、基準に沿って看護職員を手厚く配置していること
夜勤職員配置加算IIイ (1日あたり)	27	夜勤を行う介護職員の数が最低基準を1以上上回っていること
栄養マネジメント体制強化加算 (1日あたり)	11	管理栄養士を基準に沿って配置し、栄養マネジメント、栄養ケア計画の作成、厚生労働省への情報提出等の算定要件を満たすこと
褥瘡マネジメント加算 (1月あたり)		多職種共同での褥瘡ケア計画の作成、計画に基づくケア、定期的・継続的な評価、厚生労働省への情報提出等の算定要件を満たすこと
排せつ支援加算 (1月あたり)		多職種共同での排せつケア計画の作成、計画に基づくケア、定期的・継続的な評価、厚生労働省への情報提出等の算定要件を満たすこと
科学的介護推進体制加算II (1月あたり)	50	入居者への施設サービスの質の向上のため、入居者の心身状況に基づく計画作成、実施、評価、見直しの継続、既定の情報について厚生労働省へ提出とフィードバック情報の活用等の要件を満たすこと
介護職員処遇改善加算I	1月の基本報酬と各種加算の合計額の14%	介護職員のキャリアパスや職場環境を整え、加算相当額の賃金改善を図ること

以下の加算が加わる場合は、ご利用料金の合計に変動が生じます。

算定条件等による加算部分	加算の額(円)	加算算定要件の概要
初期加算 (1日あたり)	30	新規のご入居および、1か月以上の入院後の再入居の場合、入居の日から30日間算定
入院・外泊時加算 (1日あたり)	246	入院や外泊の場合、入院・外泊の初日と末日を除き、一月あたり6日(月をまたぐ場合は連続の最大12日)を限度に算定
療養食加算 (1食あたり)	6	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定
看取り介護加算I・当日 (1日あたり)	1280	医師が終末期と判断したご入居者について、体制整備のうえ医師等多職種が共同して看取り介護を行った場合に算定。
看取り介護加算I・前日及び前々日 (1日あたり)	780	
看取り介護加算I・4～30日前 (1日あたり)	144	
看取り介護加算I・31～45日前 (1日あたり)	72	
安全対策体制加算 (入居初日のみ)	20	介護事故防止に関する体制を備えている場合、入居初日に限り算定
ADL維持等加算I (1月あたり)	30	入居者への状態維持について要件を満たす者が評価を行い、厚生労働省への報告を行う等体制を整え、評価値が基準を上回る場合に、厚生労働大臣の定める期間に限り算定

### 【備考】

・利用者負担額軽減制度の適用を受け、市町村より発行された「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」をお持ちの方は施設に提示することで食費・居住費の負担額が軽減されます。

・食費、居住費における補足給付の要件は以下のとおりです。

- 第1段階 世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者の方、生活保護の受給者の方
- 第2段階 世帯全員が市民税非課税で非課税年金を含む公的年金等収入金額とその他の合計所得金額が80万円以下、かつ、預貯金の額が単身で650万円、夫婦の場合1650万円以下
- 第3段階① 世帯全員が市民税非課税で非課税年金を含む公的年金等収入金額とその他の合計所得金額が合計所得金額が80万円超120万円以下、かつ、預貯金の額が単身で550万円、夫婦の場合1550万円以下
- 第3段階② 世帯全員が市民税非課税で非課税年金を含む公的年金等収入金額とその他の合計所得金額が合計所得金額が120万円超、かつ、預貯金の額が単身で500万円、夫婦の場合1500万円以下

・介護保険部分の毎月の利用者負担が上限額を超えた場合、申請により高額介護サービス費として支給されます。上限額は第1、第2段階の方は15,000円、第3段階の方は24,600円、課税所得380万円未満の方は44,000円、課税所得380万円～690万円未満の方が同一世帯にいる場合は93,000円、同690万円以上の方は140,100円です。